

意見書案第4号

**残土の発生から搬出・処理に至る流れを管理する仕組みの法制化を  
求める意見書**

上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和3年11月5日

羽曳野市議会

議長 花川雅昭 殿

提出者

羽曳野市議会議員

笹井喜世子

上藪弘治

金銅宏親

笠原由美子

松井康夫

## 残土の発生から搬出・処理に至る流れを管理する仕組みの法制化を 求める意見書

静岡県熱海市で7月に発生した大規模土石流被害の原因が「盛り土」だった可能性が強まり、全国各地の盛り土の安全対策が問われている。これまでも盛り土による土砂崩れなどが後を絶たず、強い規制を求める声が上がっていたが、政府は自治体任せであった。

死者24人、行方不明者3人を出した熱海市の土石流をめぐり、犠牲者の遺族は盛り土の土地を所有していた不動産業者らを刑事告訴している。違法な盛り土を造成し、安全に管理しなかった責任を問うためである。甚大な被害を引き起こした「人災」の要因の徹底説明と責任の明確化は再発防止にとって不可欠であり、行政の対応も検証されるべきである。

地方自治体が独自の条例を制定しているが、強く規制できる力はない。違反があった時でも、停止は命じられるが、罰金は軽く、実効性が伴わない。残土を排出する建設業者や運搬する業者も処罰できない。一定規模を超える盛り土を許可制にしている自治体もあれば、届け出制にとどまる自治体もあるが、静岡県は届け出制であった。悪質な業者は規制の緩い自治体に残土を運び込んで盛り土をつくっていると指摘されている。

国交省によれば建設残土は年間約2億9,000万立方メートル（東京ドーム約230杯分）に達しており、建設工事の増加などで置き場も限られ、住宅近くに盛り土がつくられることもあり、さらに、コスト削減のため不法投棄されることも少なくない。

抜け道をふさぐ規制を国に求める自治体の声は切実である。関東地方知事会議は昨年、建設残土は「県域を越えて流通している上、条例で定めることのできる罰則では、不適正な事案に対する十分な抑止力となっていない」として、法整備を要望している。近畿ブロック知事会も、「全国一律に適用される最低限度の基準の設定等が不可欠」と提言している。

よって政府及び国会におかれては、危険な盛り土を洗い出して直ちに対策を取るとともに、残土の発生から搬出・処理に至る流れを管理する法整備を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年11月5日

大阪府羽曳野市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
国土交通大臣

各宛